



天皇の退位、202年ぶり

前天皇陛下が退位し、新天皇陛下が即位されました。

Q これまでに退位した天皇はいましたか。

A 神話の時代を含めると、126代とされる天皇のうち、退位した天皇は前陛下で59例目になります。歴史上、退位は珍しいことではありません。

Q 退位の理由は、天皇自身が病気に

なったり、幼かった皇太子の代わりに「中継ぎ」

で即位した天皇が、役目を終えたりするなど、理由さまざまです。今回、退位による代替わりは202年ぶり。憲政史上初

憲政史上初

代の光格天皇までさかのぼります。息子の仁孝天皇が18歳に成長したことを機に、皇位を譲ることを決めました。

Q 光格天皇の退位の儀式はどのように行われましたか。

A 皇位のしるし「三種の神器」を引き継ぐ儀式の他、退位の理由を天

皇に代わって読み上げる「宣命」が行われました。現代では、当時のように、天皇が自らの意思で退位することを公にした

場合、天皇の政治関与を禁止した憲法に抵触する可能性があります。今回、光格天皇の退位儀式

はあまり参考にされませんでした。

Q 退位が行われなくなったのはなぜですか。

A 明治期に旧皇室典範を制定する際、天皇の終身在位に疑問を呈する人もいました。しかし、初代首相の伊藤博文は、2人の天皇が同時に存在した南北朝時代を例に挙げ、二重権威が国内に混乱を及ぼす可能性があることを危惧し、退位は

制度化されませんでした。

戦後、現行の皇室典範を策定する際も退位を認めるかどうか議論になりました。ただ、退位した天皇が政治活動を行うことや、天皇が恣意的に退位すれば、皇位継承が不安定になるなどの懸念から、退位の制度化は再び見送られました。典範では、皇位継承は「天皇が崩じたとき」に限定されています。

Q 前陛下はなぜ退位されたのですか。

A 2016年8月、前陛下は、退位の意向を公表しました。身全霊で公務に臨むことが困難になったと語っています。政府は法整備を進め、前陛下一代に限り退位を認める「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が17年6月に成立

【問1】神話の時代を含めた126代の天皇のうち、退位した天皇は前天皇陛下(上皇さま)を入れて何例目なのでしょう。

【問2】今回何が202年ぶりだったのでしょうか。

【問3】現代では天皇が自らの意思で退位することを公にした場合、どんな問題が起こることが考えられるのでしょうか。

【問4】前天皇陛下の退位を認めるために成立した法律の名前は何でしょう。

【話し合ってみよう】前天皇陛下の退位について、学級で話し合ってみよう。

むずかしい漢字とことば

即位(そくい) = 天皇や王が、その位(くらい)につくこと
含(ふく)める
珍(めずら)しい
中継(なかつぎ)
代替(だいたい)わり
憲政(けんせい) = 憲法によって行う政治
歳(さい)
譲(ゆず)る
儀式(ぎしき)
関与(かんよ) = 仕事や事件などにかかわりを持つこと
抵触(ていしょく) = 規則(きそく)などに反すること
皇室典範(こうしつてんぱん) = 皇室に関する重要なことがらを定めた法律
呈(てい)する = 差し出す、示す
権威(けんい)
及(およ)ぼす
危惧(きぐ) = うまくいかないのではないかと心配し、おそれること
恣意(しじ) = 気ままな考えや思いつき
継承(けいしょう) = 地位や仕事・財産などを受けつぐこと
懸念(けんねん) = 気になって、不安に思うこと
崩(ほう)じる = 天皇、皇后(こうごう)、皇太后(こうたいごう = 天皇の母)、太皇太后(たいこうたいごう = 先々代の皇后)が死ぬことを敬(や)つていう言葉
全霊(ぜんれい)





天皇の退位、202年ぶり

前天皇陛下が退位し、新天皇陛下が即位されました。

Q これまでに退位した天皇はいましたか。

A 神話の時代を含めると、126代とされる天皇のうち、退位した天皇は前陛下で59例目になります。歴史上、退位は珍しいことではありません。

Q 退位の理由は。

A 天皇自身が病気に

憲政史上初

代の光格天皇までさかのぼります。息子の仁孝天皇が18歳に成長したことを機に、皇位を譲ることを決めました。

Q 光格天皇の退位の儀式はどのように行われましたか。

A 皇位のしるし「三種の神器」を引き継ぐ儀式の他、退位の理由を天

皇に代わって読み上げる「宣命」が行われました。現代では、当時のように、天皇が自らの意思で退位することを公にした場合、天皇の政治関与を禁止した憲法に抵触する可能性があります。今回、光格天皇の退位儀式はあまり参考にされませんでした。

Q 退位が行われなくなったのはなぜですか。

A 明治期に旧皇室典範を制定する際、天皇の終身在位に疑問を呈する人もいました。しかし、初代首相の伊藤博文は、2人の天皇が同時に存在した南北朝時代を例に挙げ、二重権威が国内に混乱を及ぼす可能性があることを危惧し、退位は行われていません。

戦後、現行の皇室典範を策定する際も退位を認めるかどうか議論になりました。ただ、退位した天皇が政治活動を行うことや、天皇が恣意的に退位すれば、皇位継承が不安定になるなどの懸念から、退位の制度化は再び見送られました。典範では、皇位継承は「天皇位等に関する皇室典範特例法」が17年6月に成立

【問1】神話の時代を含めた126代の天皇のうち、退位した天皇は前天皇陛下(上皇さま)を入れて何例目なのでしょう。

59例目

【問2】今回何が202年ぶりだったのでしょうか。

退位による代替わり

【問3】現代では天皇が自らの意思で退位することを公にした場合、どんな問題が起こることが考えられるのでしょうか。

天皇の政治関与を禁止した憲法に抵触する可能性がある

【問4】前天皇陛下の退位を認めるために成立した法律の名前は何でしょう。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法(天皇退位特例法)

【話し合ってみよう】前天皇陛下の退位について、学級で話し合ってみよう。

むずかしい漢字とことば

即位(そくい) = 天皇や王が、その位(くらい)につくこと
含(ふく)める
珍(めずら)しい
中継(なかつぎ)
代替(だいたい)わり
憲政(けんせい) = 憲法によって行う政治
歳(さい)
譲(ゆず)る
儀式(ぎしき)
関与(かんよ) = 仕事や事件などにかかわりを持つこと
抵触(ていしょく) = 規則(きそく)などに反すること
皇室典範(こうしつてんぱん) = 皇室に関する重要なことがらを定めた法律
呈(てい)する = 差し出す、示す
権威(けんい)
及(およ)ぼす
危惧(きぐ) = うまくいかないのではないかと心配し、おそれること
恣意(しじ)
= 気ままな考えや思いつき
継承(けいしょう) = 地位や仕事・財産などを受けつぐこと
懸念(けんねん) = 気になって、不安に思うこと
崩(ほう)じる = 天皇、皇后(こうごう)、皇太后(こうたいごう = 天皇の母)、太皇太后(たいこうたいごう = 先々代の皇后)が死ぬことを敬(や)つていう言葉
全霊(ぜんれい)

